

群馬県私立高等学校等 奨学のための給付金について

群馬県では、生活保護受給世帯、もしくは令和元年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯を対象に「奨学のための給付金」（※返済不要です）を支給します。

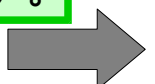
つきましては、該当者は、各担任から申請書をお受け取りになるか、本校ホームページから申請書をダウンロードのうえ、**8月30日（金）**までに書類を担任に提出してください。期日までに提出のない場合は、本制度の適用が受けられなくなりますのでご注意ください。また、本制度は、保護者（親権者）等が**群馬県内に住所を有する世帯が対象**となります。

【対象者と給付金額について】

世帯の区分		給付金額
①生活保護（生業扶助）世帯		52,600円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 12月初旬予定
非課税世帯	② (ア) 対象生徒の上に、23歳未満の扶養されている 兄または姉がいる場合	138,000円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 12月初旬予定
	(イ) 対象生徒の上に、23歳以上の扶養されている 高校生等の兄または姉（当給付の支給対象者） がいる場合	
	(ウ) 対象生徒の下に、通信制の高等学校等に通う扶 養されている弟または妹がいる場合	
	(エ) 対象生徒の他に、高校生等以外の15歳（中学 生は除く）以上23歳未満の扶養されている弟 または妹がいる場合	
	(オ) 上記（ア）～（エ）以外	
		98,500円 (県から申請者様の口座へ直接振り込まれます) 12月初旬予定

支給対象者であるかどうかは、課税(非課税)証明書、市町村民税・県民税特別徴収税決定通知書等でご確認のうえ、ご申請ください。

裏面に提出書類についての記載があります



【提出書類について】

世帯の区分	提出書類
①生活保護（生業扶助）世帯	①給付金受給申請書 ②生活保護受給証明書 （7月1日以降に取得した、福祉事務所長の朱印があるもの） ③申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 （ア） 対象生徒の上に、 23歳未満の扶養されている兄または姉がいる場合 <small>※（ア）～（エ）に複数該当する場合は、給付額は同一ですので、いずれかで申請して下さい。 （ア）にあてはまる場合は、（ア）で申請していただくのが、必要書類が少なくて済みます。</small>	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び23歳未満の扶養されている兄姉の表示がある住民票（続柄表示必要・7月1日以降に取得したもの・マイナンバーが記載されていないもの）※ ④生徒本人及び申請者に扶養されている23歳未満の兄姉の健康保険証のコピー ⑤申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※
（イ） 対象生徒の上に、 23歳以上の扶養されている高校生等の兄または姉がいる場合	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び23歳以上の扶養されている高校生等の兄姉の表示がある住民票（続柄表示必要・7月1日以降取得したもの・マイナンバーが記載されていないもの）※ ④生徒本人及び申請者に扶養されている23歳以上の高校生等の兄姉の健康保険証のコピー ⑤高等学校等に通う23歳以上の兄姉の在学証明書（コピー可） ⑥申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※
（ウ） 対象生徒の下に、 通信制の高等学校等に通う扶養されている弟または妹がいる場合	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び通信制の高等学校等に通う弟妹の表示がある住民票（続柄表示必要・7月1日以降取得したもの・マイナンバーが記載されていないもの） ④生徒本人及び申請者に扶養されている通信制の高等学校等に通う弟妹の健康保険証のコピー ⑤通信制の高等学校等に通う弟妹の在学証明書（コピー可） ⑥申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※
（エ） 対象生徒の他に、 高校生等以外の15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養されている弟または妹がいる場合	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人及び15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹の表示がある住民票（続柄表示必要・7月1日以降取得したもの・マイナンバーが記載されていないもの）※ ④生徒本人及び15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹の健康保険証のコピー ⑤15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹がこの給付金の支給対象者でないことが確認できる書類（特別支援学校高等部・予備校などに通っている場合は、在学証明書。無職などにより証明書の発行が困難な場合には、誓約書） ⑥申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※
（オ） 上記（ア）～（エ）以外	①給付金受給申請書 ②保護者等（両親がいれば両親分）の所得課税証明書（非課税証明書） ③保護者等（両親がいれば両親分）と生徒本人の表示がある住民票（続柄表示必要・7月1日以降取得したもの・マイナンバーが記載されていないもの）※ ④申請者名義または受任者名義（委任状添付）の口座通帳のコピー※

※住民票に**マイナンバーが記載されていますと受理できません**のでご注意ください。

※口座通帳の写しは、通帳の見開き等、**金融機関本支店名・口座番号・口座名義人**が表示された部分をコピーして提出してください。